

介護保険 負担限度額認定について

介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所(ショートステイ)を利用する方の食費・居住費の利用者負担を軽減する制度です。この減額制度を受けるためには、町へ申請し、交付された「介護保険負担限度額認定証」を利用する事業所等に提示する必要があります。

1. 認定要件

次の(1)・(2)の両方に該当する場合、介護保険負担限度額認定の対象となります。

- (1) 世帯全員(世帯分離している配偶者を含む)が市町村民税非課税であること
- (2) 預貯金等の資産が、利用者負担段階ごとに以下の基準を超えていないこと

利用者 負担段階	対象者	預貯金等の資産額
第1段階	老齢福祉年金の受給者、生活保護の受給者	1,000 万円以下 (夫婦は 2,000 万円以下)
第2段階	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80 万円以下の人	650 万円以下 (夫婦は 1,650 万円以下)
第3段階①	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 80 万円超 120 万円以下の人	550 万円以下 (夫婦は 1,550 万円以下)
第3段階②	課税年金収入額＋非課税年金収入額＋その他の合計所得金額が 120 万円超の人	合計が 500 万円以下 (夫婦は 1,500 万円以下)

(注)40～64 歳の人については、いずれの段階も 1,000 万円以下(夫婦は 2,000 万円以下)

2. 申請に必要なもの

- ① 介護保険負担限度額認定申請書、預貯金に関する申告、同意書
- ② 本人及び配偶者の預貯金等の資産状況ががわかる書類(生活保護受給中の方は不要)

対象となる資産の種類	確認のために添付が必要な書類
預貯金(普通・定期)	通帳の写し(使用の有無に関わらず、解約していない通帳を複数お持ちの場合は、 <u>すべて</u> ご用意ください。) ※「銀行名・支店名・口座番号・口座名義人がわかるページ」、「最終残高のページ(申請日から2ヶ月以内)」 なお、年金が振込されている通帳は、年金受給状況確認のため「年金振込のわかるページ」の写しも添付
有価証券 (株式・国債・地方債・社債など)	証券会社や銀行の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
金・銀(積立購入を含む)など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属	購入先の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
投資信託	銀行、信託銀行、証券会社等の口座残高の写し (ウェブサイトの写しも可)
タンス預金(現金)	自己申告
負債(借入金・住宅ローンなど)	借用証書 ※負債額を預貯金等の合計額から差し引きます。

3. 負担限度額(日額)(R06.08～)

利用者 負担段階	居住費				食費	
	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所 サービス
第1段階	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
基準費用額	2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	1,445円

※()内は 介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の金額です。

お問い合わせ先： 田布施町役場 健康保険課 長寿支援係 TEL:0820-52-5809